用語解説

【用語解説】

■あ ----------

オープンスペース

都市部における、建物などのない空間。一般的には、公園や広場などゆとりにつながる空間の総称として用いられる。

■か ----------

協議会

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29(2017)年法律第26号）に基づく都市公園法の改正により、公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとされた。協議会は、公園管理者、行政関係者、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体など構成され、協議会の構成員は、協議会において協議が整った事項の協議結果を尊重しなければならない。

景観計画

景観法に基づいて、地方公共団体が地域の良好な景観を形成することを目的として策定する計画。景観計画区域内の建築行為等について、地域の特性に応じて建築物等の形態、色彩その他の意匠、高さなどの制限を行うことができる。本市は平成23(2011)年度に策定。

県自然環境保全地域

広島県自然環境保全条例に基づいて、その区域の周辺の自然的、社会的条件から見て自然環境を保全することが特に必要な区域として、県知事が指定する区域。

■さ ----------

里山

薪炭林や農用林などとして古くから生活にかかわってきた集落周辺の森林。

潮まわし

標高が低い干拓地において浸水を防止するため、土地と堤防との間に設けられた遊水池。

市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、「すでに市街地を形成している区域」および「優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。計画的な土地利用を進めるための用途地域の指定、街路・都市公園等の都市施設の整備などが行われる。

市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、「市街化を抑制すべき区域」のこと。農林漁業施設や市街化を促進するおそれがない開発、地区計画に基づく計画的開発などを除き、開発行為が制限される。

自然公園

自然公園法に基づいて、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として環境大臣が指定する国立公園、国定公園と、広島県立自然公園条例に基づいて県知事が指定する県立自然公園がある。

市民緑地制度

土地所有者や建築物などの所有者と地方公共団体が契約を締結し、樹林や緑化施設（300㎡以上）を地域の人々が利用できる緑地として公開する制度。土地所有者等には緑地の管理負担の軽減、優遇税制などのメリットがある。

世界遺産

未来の世代に引き継いでいくべき人類共通のすぐれた遺産として「世界の文化遺産（歴史的、芸術的に意味があり、研究上大切な記念碑、建物や遺跡のこと）及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて、世界遺産リストに登録されるもの。

瀬戸内海国立公園

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国立公園（わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地）で、和歌山から大分まで瀬戸内海の11府県にまたがる。本市は宮島の全域と極楽寺山が指定されている。

■た ----------

鳥獣保護区

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づいて、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険予防を図るため、環境大臣または県知事が指定する区域。

長寿命化

寿命が伸びる、寿命を伸ばす。インフラなどの耐久性を向上させ、長持ちさせる言葉として使われる。

田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために創設された新たな用途地域。都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29(2017)年法律第26号）に基づく都市計画法の改正（平成30年４月１日施行）により制度化された。

透水性舗装

道路の路面などに降った雨水を舗装内の隙間から地中に透過させる舗装の形式。路面の蓄熱や騒音、路面上への雨水滞留などを抑制する効果がある。

特別緑地保全地域

市街地内及びその周辺の緑地のうち、文化的意義を有する緑地、景観が優れている緑地、動植物の生息地など、保全の必要性が特に高い緑地に指定する。（10ha以上は都道府県・指定都市、10ha未満は市町村が指定する。）

特別緑地保全地区内では、建築、宅地の造成、木竹の伐採などは強く制限される。一方、指定主体は、損失補償、土地の買い入れなどの対応が必要となる。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の２第１項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市の将来像とその実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備・開発・保全の方針などを定め、都市計画に係る施策を総合的、計画的に進めるための基本となる。

都市公園

都市公園法に基づいて、地方公共団体が都市計画施設として、もしくは都市計画区域内に設置する公園・緑地と、国が設置する国営公園、国民公園がある。

主な種別ごとの役割と配置の考え方は次のとおり。

○住区基幹公園

・街区公園：半径 250ｍ程度の街区に居住する人々が利用する公園。

・近隣公園：半径 500ｍ程度の近隣に居住する人々が利用する公園。

・地区公園：半径１㎞程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する公園。

○都市基幹公園

・総合公園：市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園。

・運動公園：市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園。

○特殊公園

・風致公園のほか、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園がある。

○緑地

・緩衝緑地：公害の防止・緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と一般市街地とを分離遮断する緑地。

・都市緑地：主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地。

・緑道：災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区を連絡するように設けられる植樹帯や歩行者路・自転車路を主体とする緑地。

都市マネジメント

経済の活性化や生活の質の向上を目指して効率的・効果的に都市機能を高めるため、行政、住民、ＮＰＯ、事業者等の幅広い関係者が連携し、都市空間の整備、管理運営等を行うこと。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づいて、土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地滑り）のおそれがある場所として県知事が指定する区域。

■な ----------

西中国山地国定公園

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国定公園（国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地）で中国山地西部の広島・島根・山口３県にまたがる。本市は十方山、冠山などが指定されている。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、優良農地の確保を中心とした農業の振興を計画的に進めるため、県知事が指定する地域。

■は ----------

パブリックコメント

行政機関が政策や計画の策定過程において、住民が意見を提出する機会を設け、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続き。行政運営の透明性の向上、市民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的に、本市では平成20(2008)年９月から実施。

ＰＰＰ／ＰＦＩ

ＰＰＰ（Public Private Partnership）とは、公共サービスの提供に民間主体が参画する手法を幅広く捉えた概念（例：指定管理者制度、包括的民間委託など）

ＰＦＩ（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、ＰＰＰの一手法。

風致地区

良好な自然的景観が形成されている地区のうち、都市環境の保全を図るために風致を維持する必要のある緑地に指定する。（10ha以上は都道府県・指定都市、10ha未満は市町村が指定）

風致地区内では、建築、宅地の造成、木竹伐採などを行う場合は、許可が必要になる。

保安林

森林法に基づいて、特に国土の保全等の公益的機能が高い森林について、その機能の確保を図るために指定される森林。農林水産大臣が指定する水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林と、県知事が指定する風致保安林などがある。

防災公園

地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園及び緩衝緑地。

保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づくものと、地方公共団体の条例に基づくものがある。地域で親しまれている老木や巨樹、あるいは良好な自然環境・自然景観を残す樹林などを保全するもので、固定資産税の減免その他の助成が講じられている。

■ら ----------

ランドマーク

地域を特徴づける顕著な景観要素。地域の目印のようなもの。

緑化地域

用途地域内において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

緑地環境保全地域

広島県自然環境保全条例に基づいて、自然環境を保護することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資する区域として、県知事が指定する区域。

緑地協定

都市緑地法に基づいて、都市計画区域内の一団の土地の所有者等の全員合意により締結される緑地の保全または緑化に関する協定。協定の対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置等が定められる。

緑地保全地域

無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止、地域住民の健全な生活環境の確保などのために保全する必要のある相当規模を有する緑地に指定する。指定（都市計画決定）の主体は、都道府県、指定都市。

指定に際して、規制などを内容とする「緑地保全計画」が定められ、建築、宅地の造成、木竹伐採などを行う場合は知事（指定都市の長など）への届出が必要になる。知事（指定都市の長など）は、行為の禁止、制限などを命じることができる。

廿日市市緑の基本計画

平成30(2018)年３月

発行：廿日市市 建設部 都市計画課
〒738-8501　廿日市市下平良一丁目11番１号
電話 0829-30-9190(直)　ファクス 0829-31-0999
公式ウェブサイト
http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/